

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的な理由により婚姻に踏み切れない男女に対し、婚姻に伴う新生活のスタートアップに係る経費の経済的支援を行うことにより、本市における少子化対策の推進を図ることを目的として、新婚世帯に対して予算の範囲内で郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の申請をする日（以下「申請日」という。）が属する年度の前年度の1月1日から申請日が属する年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 前年度受給世帯 申請日が属する年度の前々年度の1月1日から申請日が属する年度の前年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、申請日が属する年度の前年度中に本補助金を受給した夫婦をいう。
- (3) 住居費 申請日が属する年度の4月1日から同年度の3月31日までの間に、婚姻を機に市内での住宅の取得、リフォーム又は賃借のために要した費用のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該住宅の購入費（新築する場合の工事請負費を含む。）
 - イ 当該住宅のリフォーム費（既存の住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス及び植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン及び洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。）
 - ウ 当該住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料並びに賃貸借契約書に記載がありかつ契約条件となっている鍵交換費用、清掃費用、賃貸保証料、火災保険料及び更新料
- (4) 引越費用 申請日が属する年度の4月1日から同年度の3月31日までの間に、前号の住宅又は夫若しくは妻が現に居住する住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯及び前年度受給世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請をする日において、夫婦の双方が本市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。ただし、夫婦の一方が申請に係る住宅の所在地に住民登録を有した後、やむを得ない事情で住民登録を異動した場合はこの限りではない。

- (2) 申請日が属する年度の前年分（申請日が属する年度の前々年度の1月1日から申請日が属する年度の前年度の12月31日までをいう。以下同じ。）の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から、申請日が属する年度の前年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (3) 夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日という。以下同じ。）における年齢が39歳以下であること。
- (4) 夫婦の双方が過去に国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない又はその一方が過去に当該補助金の交付を受けた場合において、本補助金の交付を受けようとする夫婦の婚姻日とその受給した当時の夫婦の離婚日（離婚届が受理された日をいう。）から起算して1年を超えていること（前年度受給世帯を除く。）。
- (5) 夫婦が市税（個人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。
- (6) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- (7) 申請日が属する年度において夫婦の双方が次のいずれかに該当すること。
- ア 市が指定するライフデザイン等に関するWEB講座の受講を修了していること。
 - イ 医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したことが確認できること。
 - ウ 医療機関等で妊娠又は出産に関する相談を行ったことが確認できること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

- 2 住居費は、1つの住宅に要した費用のみを対象とする。
- 3 住居費のうち、住宅の購入費については、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した当該住宅の購入費用は対象とする。
- 4 住居費のうち、住宅のリフォーム費については、婚姻日より前に実施した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅に係るリフォーム費用は対象とする。
- 5 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 新婚世帯においては、月払いの賃料及び共益費については、6か月分を上限とする。この場合において、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割りの日数にかかわらず1か月分の支払いをしたものとみなす。
 - (2) 前年度受給世帯においては、月払いの賃料及び共益費については、6か月分より前年度受給分の月数を引いた月数分を上限とする。この場合において、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割りの日数にかかわらず1か月分の支払いをしたものとみなす。

(3) 夫婦の一方が婚姻前に契約し、居住していた住宅について、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以降をいう。）に支払った費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 新婚世帯について、補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

2 前年度受給世帯について、補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円から前年度中に受給した額を控除した額を上限とする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付申請書兼同意書兼誓約書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し

(2) 夫婦の所得証明書（市区町村が発行する申請日が属する年度の前年分の所得を証明するもの）

(3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（第3条第2号ただし書に該当する場合）

(4) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を購入した場合）

(5) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築又はリフォームした場合）

(6) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）

(7) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用がある場合）

(8) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住宅を賃借した場合であって、かつ、補助対象経費として申請する経費の期間中給与所得者であった場合）

(9) 対象経費内訳書（第3号様式）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 前年度受給世帯について、第1項第1号に規定する書類は添付を省略できることとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付決定兼確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4号様式の改正規定は、同年10月1日から施行する。

郡山市長

(申請者及びその配偶者)

住所 〒 9 6 3 -

郡山市

フリガナ
申請者氏名

フリガナ
配偶者氏名

※申請者氏名及び配偶者氏名は、それぞれ自署または記名押印ください。

連絡先電話番号

※連絡可能な申請者または配偶者の電話番号を記入ください。

結婚新生活スタートアップ支援補助金交付申請書兼同意書兼誓約書

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金の交付を受けたいので、郡山市スタートアップ支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、各事項について同意及び誓約した上で、第2号様式及び関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

(1) 補助対象経費	円	※第3号様式のとおり
(2) 補助金申請額	円	※対象経費の合計額と30万円（前年度受給世帯は、30万円から前年度受給額を除いた額）を比べて少ない方の金額を記入 (1,000円未満切り捨て)

2 同意・誓約事項 ※¹チェック欄に✓を付けてください。※²(1)、(2)はどちらかのみ✓を付けてください。

チェック欄		同意・誓約事項
申請者	配偶者	
申請者・配偶者ともにチェック		本補助金の交付に必要な範囲において、申請者及び配偶者の婚姻届又は戸籍、住民票(※)及び所得について、市が関係機関へ照会を行うこと、並びに前年度の本補助金の受給状況を確認することに同意します。 ※住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること
		本補助金の交付に必要な範囲において、郡山市税の次の税目について、納付状況(税目・税額・申告の有無等)の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。 【確認税目】個人市民税、固定資産税(都市計画税含む。)、軽自動車税及び国民健康保険税
		市税(個人住民税以外の税目を含む。)について、過年度分を含め滞納はありません。
		(1)本要綱に基づく補助又は他の地方公共団体が行う国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業の補助を過去に受けていない※前年度受給世帯を除く。
		(2)本要綱に基づく補助又は他の地方公共団体が行う国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業の補助を受けたことはあるが受給当時に夫婦だった者との離婚日から起算して1年以上経過した後婚姻をしています。
		今年度に市が指定するライフデザイン等に関するWEB講座、医療機関でのプレコンセプションケア健診または医療機関等での妊娠・出産に関する相談のいずれかを受けています。
		本補助金のほか、補助対象経費について公的制度による補助を受けていません。
		暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではありません。
該当者のみチェック		申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
		賃借に係る費用について、申請する賃料等の支払日以前から無職であったため、住宅手当の支給を受けていません。※該当するものに○を付けてください。 (夫) 就職したことがない ・ 離職した(勤務先: 退職日: 年 月 日) (妻) 就職したことがない ・ 離職した(勤務先: 退職日: 年 月 日)
		賃借に係る費用について、自営業のため住宅手当の支給を受けていません。
		※その他誓約について指示を受けた場合に記入。

3 補助金の振込口座（※口座名義人については必ず申請者氏名と一致すること。）

金 融 機 関 名 ※名称を記入し、金融機関の種類に○を付けてください。	銀行・信用金庫・信用組合 ・ 農業協同組合・その他						
店 名 ※名称を記入し、本店・支店の別に○を付けてください。	本店 ・ 支店						
預 金 種 別 ※○を付けてください。	普通 ・ 当座						
口 座 番 号 ※左詰めで記入ください。							
口座名義 ※カナカナで記入ください。							

4 添付書類 ※添付した書類について、チェック欄に✓を付けてください。

内容				チェック欄
提出必須・共通	夫婦で1つ	婚姻届受理証明書 または 戸籍謄本の写し ※前年度受給世帯の場合省略可	いずれか片方を提出	市区町村長が発行するものです。 発行された書類をそのまま提出してください。 (コピー不可)
	夫	申請日が属する年度の所得・課税証明書 ・ 申請日が属する年度の前年分（申請日が属する年度の前々年度の1月1日から申請日が属する年度の前年度の12月31日まで）の所得を証明する市区町村長が発行するものであること		
	妻	※市区町村によっては、「所得証明書」という名称である。 ※本人の所得の状況によっては、「非課税証明書」という名称である。		
	対象経費内訳書（第3号様式）			
該当者のみ提出	【夫婦の合計所得金額が500万円以上の場合のみ（第3条第2号ただし書に該当する場合）】 申請日が属する年度の前年分（申請日が属する年度の前々年度の1月1日から申請日が属する年度の前年度の12月31日まで）の貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 ※返還証明書 または 貸与型奨学金を借りていることがわかる書類と返済年月日と返済額が確認できるもの			いずれか片方を提出
	【住宅を購入した場合】 住宅の売買契約書及び領収書等の写し ・ 建物代と土地代が区別されていること（※対象経費は建物代のみ）		領収書等について ①支払者の氏名、②金額、③支払の内容、④受領日（支払日）、⑤支払先が明記されているものであること ※①から⑤の内容が確認できれば、支払証明書や受領証明書といった書面でも可 ※①から⑤の内容が確認できれば、請求書（見積書）及び引落口座の明細でも可 ※①から⑤の内容が確認できれば、請求書（見積書）及びクレジットカード利用明細でも可 ※①から⑤の内容が確認できれば、複数の書類の組み合わせでも可	
	【住宅を新築又はリフォームした場合】 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し ・ 新築の場合は、建物代と土地代が区別されていること（※対象経費は建物代のみ） ・ リフォームの場合は、工事内容とその経費の内訳がわかる見積書等も添付すること（※外構工事等、一部対象経費とならない工事がある）			
	【住宅を賃借した場合】 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し			
	【引越費用がある場合】 引越費用に係る領収書等の写し ・ 運送業者や引越業者が行ったものであること（※自身や友人等が行ったものは対象経費とならない） ・ 引越先住所や引越作業内容が確認できる見積書等も添付すること			
	【住宅を賃借した場合であって、かつ、補助対象経費として申請する経費の期間中給与所得者であった場合】 住宅手当支給証明書（第2号様式） ※特段の事情がない限り、本様式を提出してください。			
	【市から指示があった場合】 その他市長が必要と認める書類			

郡山市長

住宅手当支給証明書

次の者が郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金の交付を受けるにあたり、住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者（本人記入欄）

住 所			
氏 名			
チェック欄 ✓を付けてください。		対象経費となる家賃等の月については、郡山市に令和 年 月 日に確認済みです。	

2 住宅手当支給状況（給与等の支払者記入欄）

〒		—	
所在地			
会社名			
代表者職・氏名			
連絡先電話番号			

※記入のみで可。代表者印は省略できます。

※連絡可能な給与等の支払者の電話番号を記入ください。

記入者職・氏名	
---------	--

※記入者氏名は、自署または記名押印ください。対象者本人が記入しないでください。

※証明を受ける際、太枠内のチェック欄にあらかじめ対象者本人が✓を付けてください。

対象となる家賃等	対象経費となる月 チェック欄	支給有無		
令和 年 4 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 5 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 6 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 7 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 8 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 9 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 10 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 11 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 12 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 1 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 2 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円
令和 年 3 月分		☐ なし	☐ あり…金額	円

※住宅手当とは、対象者が本補助金の対象経費としている住宅に対して、事業主が従業員に対して支給又は負担する全ての手当等の月額のことです。

※支給有無チェック欄□に✓を付けてください。ありの場合は手当の金額を記入してください。

※雇用期間外や育児休業期間中等で、給与を支給していない期間の場合は、「□ なし」にチェック✓を付けてください。

※対象者が✓している月に対しては、必ず証明してください。

※対象者は、あらかじめ市に対象となる家賃等の月を確認しておき、対象となる月については必ず証明を受けてください。

対象経費内訳書

申請者氏名	
対象経費合計額 【A】＋【B】	円

1 住居費 ※（１）、（２）、（３）のいずれか１つが対象

（１） 住宅を賃借した場合の費用 ☐ 該当なし

チェック欄 ✓を付けてください。		対象経費となる家賃等の月については、 郡山市に令和 年 月 日に確認済みです。			
令和 年 月分 (支払日) 令和 年 月 日	a 家賃	(金額) 円	令和 年 月分 (支払日) 令和 年 月 日	a 家賃	(金額) 円
	b 共益費	(金額) 円		b 共益費	(金額) 円
	c 住宅手当	(金額) 円		c 住宅手当	(金額) 円
	① a+b-c	(金額) 円		④ a+b-c	(金額) 円
令和 年 月分 (支払日) 令和 年 月 日	a 家賃	(金額) 円	令和 年 月分 (支払日) 令和 年 月 日	a 家賃	(金額) 円
	b 共益費	(金額) 円		b 共益費	(金額) 円
	c 住宅手当	(金額) 円		c 住宅手当	(金額) 円
	② a+b-c	(金額) 円		⑤ a+b-c	(金額) 円
令和 年 月分 (支払日) 令和 年 月 日	a 家賃	(金額) 円	令和 年 月分 (支払日) 令和 年 月 日	a 家賃	(金額) 円
	b 共益費	(金額) 円		b 共益費	(金額) 円
	c 住宅手当	(金額) 円		c 住宅手当	(金額) 円
	③ a+b-c	(金額) 円		⑥ a+b-c	(金額) 円
⑦ 家賃・共益費小計 (①+②+③+④+⑤+⑥)		(金額) 円			
⑧ 敷金		(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日		
⑨ 礼金		(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日		
⑩ 仲介手数料		(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日		
⑪ 鍵交換費用		(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日		
⑫ 清掃費用		(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日		
⑬ 賃貸保証料		(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日		
⑭ 火災保険料		(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日		
⑮ 更新料		(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日		
【A】小計 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)		(金額) 円			

（２） 住宅を購入・新築した場合の費用 ☐ 該当なし

【A】契約金額（建物代のみ）	(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日
----------------	--------	----------------

（３） 住宅をリフォームした場合の費用 ☐ 該当なし

【A】支払金額	(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日
---------	--------	----------------

2 引越費用 ☐ 該当なし

① (夫)の引越費用	(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日
② (妻)の引越費用	(金額) 円	(支払日) 令和 年 月 日
【B】小計 (①+②)	(金額) 円	

3 前年度受給額及びその他の補助金等

① 前年度受給額	(金額) 円	※前年度受給世帯のみ該当あり
② その他の補助金等	(金額) 円	
【C】小計 (①+②)	(金額) 円	

様

郡山市長

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金について、下記のとおり決定したので、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額 円